

よこすか障害者計画（第 7 期横須賀市障害福祉計画及び第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の策定に係る諮問の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、また障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき以下①、②及び③を一体とした計画を策定・公表しております。②と③の 2 つの計画は令和 5 年度末で計画期間が終了するため、2 つの計画を策定します。

① 市町村障害者計画（**障害者基本法第 11 条第 3 項**）

⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める

② 市町村障害福祉計画（**障害者総合支援法第 88 条第 1 項**）

⇒ 主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定める

③ 市町村障害児福祉計画（**児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項**）

⇒ 主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定める

障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 現計画の概要

本市は、①市町村障害者計画と②市町村障害福祉計画及び③市町村障害児福祉計画を一体とした「よこすか障害者計画（第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む）」を策定・公表しています。

<現計画の体系>

- ・よこすか障害者計画（第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む）

第1章 計画策定にあたって

第2章 障害者を取りまく現状

第3章 計画の基本理念、施策の体系

第4章 障害児や障害者に関する施策の展開

第5章 数値目標

第6章 障害福祉サービス等の見込量

第7章 計画の推進体制等

(3) 新計画策定の概要

現計画の②「市町村障害福祉計画」と③「市町村障害児福祉計画」は、令和5年度末で計画期間が終了します。

このため、①「市町村障害者計画」、②「市町村障害福祉計画」及び③「市町村障害児福祉計画」をまとめた「よこすか障害者計画（第7期横須賀市障害福祉計画及び第3期横須賀市障害児福祉計画を含む）」を策定します。

2 計画の期間

新計画の計画期間は、次のとおりとします。

- ① 市町村障害者計画 …6年間（令和3年度～8年度）
- ② 市町村障害福祉計画 …3年間（令和6年度～8年度）
- ③ 市町村障害児福祉計画…3年間（令和6年度～8年度）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
よこすか障害者計画					
① 障害者計画（基本理念と施策の方向性）					
市町村障害福祉計画 数値目標とサービス見込量			②市町村障害福祉計画 数値目標とサービス見込量		
市町村障害児福祉計画 数値目標とサービス見込量			③市町村障害児福祉計画 数値目標とサービス見込量		
					今回 策定

3 計画の策定方法及び策定スケジュール（案）

新計画の具体的策定作業については、障害福祉専門分科会において、「障害者計画等検討部会」を設置し、計画内容の具体的検討作業を行っていただきたいと考えています。

	令和4年度			令和5年度												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
社会福祉審議会 諮問・答申等	諮問					○				○					答申	
計画等検討部会の設置協議	○															
国の基本指針公表（予定）			○													
障害者計画等検討部会					1回		2回	3回	4回	5回		6回	7回			
中間報告										○						
最終答申														○		
アンケート実施						○										
パブリックコメント											○					
議会報告・市民公表																○